

国四整交第34号

令和3年11月8日

四国地区無電柱化協議会委員

高知県土木部 副部長 殿

四国地区無電柱化協議会会長

四国地方整備局 道路部長

(公印省略)

四国地区無電柱化推進計画における基本計画等について（通知）

標記について、令和3年10月29日をもって四国地区無電柱化協議会委員全員の同意が得られたことから、四国地区無電柱化協議会規約及び四国地区無電柱化推進計画における基本計画を決定したことを通知します。

＜四国地区＞

無電柱化推進計画（R3～7） における基本計画

四国地区無電柱化推進計画 基本計画 総括表

○無電柱化推進計画目標値

全国の目標値： 約4, 000km

四国地区の目標値： 約74km

(単位:km)

		無電柱化推進計画 基本計画延長		
		第8期合意延長		
		前計画からの移行分	新規	計
徳島地方	直轄	0.15	12.73	12.88
	県	—	—	0.00
	市町村	—	—	0.00
	計	0.15	12.73	12.88
香川地方	直轄	—	14.80	14.80
	県	—	5.99	5.99
	市町村	—	4.84	4.84
	計	0.00	25.63	25.63
愛媛地方	直轄	—	18.12	18.12
	県	—	3.06	3.06
	市町村	—	2.21	2.21
	計	0.00	23.39	23.39
高知地方	直轄	—	10.20	10.20
	県	—	2.40	2.40
	市町村	—	—	0.00
	計	0.00	12.60	12.60
計	直轄	0.15	55.85	56.00
	県	0.00	11.45	11.45
	市町村	0.00	7.05	7.05
	計	0.15	74.35	74.50

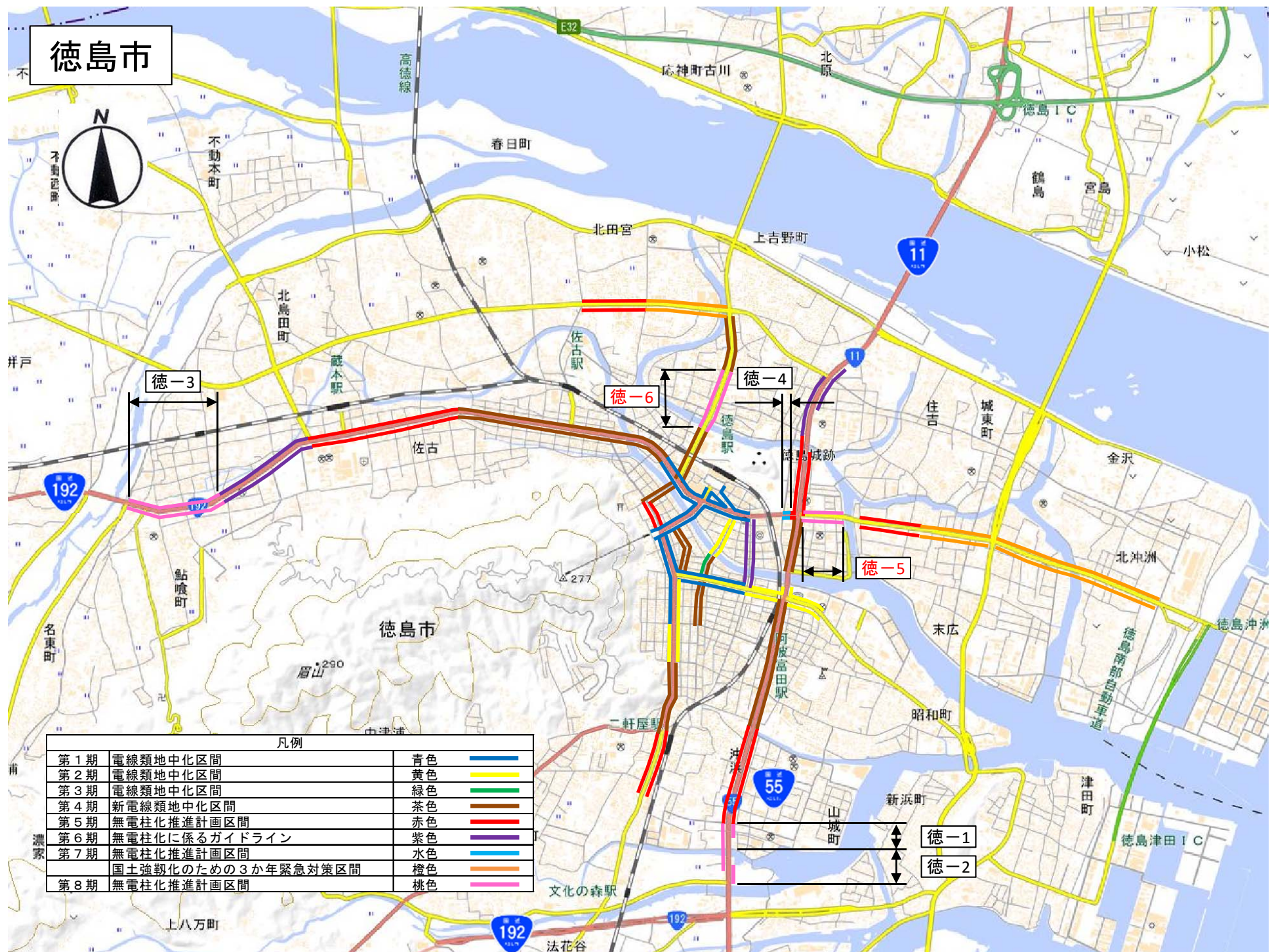
無電柱化推進計画 基本計画箇所表

徳島県

■第8期合意箇所

基本計画箇所							無電柱化方式	道路整備			備考
図面番号	市区町村名	事業主体	道路種別	前計画からの移行	路線名	箇所名(起終点交差点名等)		延長(m)	延長(m)	同時整備	
徳-1	徳島市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道55号	徳島市沖浜東3丁目63-1～ 徳島市山城西四丁目39	電線共同溝	220	320		
徳-2	徳島市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道55号	徳島市山城西四丁目39～ 徳島市八万町沖須賀72-1	電線共同溝	280	360		
徳-3	徳島市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道192号	徳島市鮎喰町2丁目81番7～ 徳島市庄町4丁目11番2	電線共同溝	730	1,460		
徳-4	徳島市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)	○	国道192号	徳島市徳島町城内1番11～ 徳島市徳島本町1丁目12番2	電線共同溝	90	150		
徳-7	鳴門市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道28号	鳴門市撫養町南浜字東浜173-6～ 鳴門市大津町吉永字三石野755-10	電線共同溝	660	1,280		
徳-8	鳴門市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道28号	鳴門市大津町木津野字池ノ内13-21～ 鳴門市大津町吉永字四番越438-1	電線共同溝	260	510		
徳-9	鳴門市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道28号	鳴門市大津町吉永字四番越438-1～ 鳴門市大津町木津野字東辰巳15-1	電線共同溝	800	1,600		
徳-10	鳴門市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道28号	鳴門市大津町木津野字東辰巳15-1～ 鳴門市大津町大字矢倉字六ノ越69-2	電線共同溝	400	800		
徳-11	松茂町	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道28号	板野郡松茂町大字中喜来字稲本211-1～ 板野郡松茂町大字笹木野字八北開拓193-1	電線共同溝	700	1,400		
徳-12	松茂町	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道28号	板野郡松茂町大字笹木野字八北開拓193-1～ 板野郡松茂町大字笹木野字八北開拓200-1	電線共同溝	200	400		
徳-13	松茂町	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道28号	板野郡松茂町大字笹木野字八北開拓201-3～ 板野郡松茂町大字笹木野字北上11-1	電線共同溝	800	1,600		
徳-14	松茂町	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道28号	板野郡松茂町大字笹木野字北上10-1～ 板野郡松茂町大字広島字宮ノ前33-2	電線共同溝	900	1,800		
徳-15	小松島市	徳島河川国道事務所	国道(直轄)		国道55号	小松島市中郷町字前田125-1～ 小松島市小松島町字領田14-3	電線共同溝	600	1,200		
						(合計)		6,640	12,880		
徳-5	徳島市	徳島県	県道		徳島環状線	徳島市徳島本町2丁目5-1～ 徳島市徳島本町3丁目13	電線共同溝	350	700		徳島県と電線事業者の間で、地中化区間の占用料の減免に関する協議をしており、現在、基本計画の合意に向け調整中(減免が決定した後合意)
徳-6	徳島市	徳島県	県道		徳島鴨島線	徳島市徳島町城内6-79～ 徳島市下助任4丁目18	電線共同溝	520	1,040		
						(調整中 計)		870	1,740		
						(全体計)		7,510	14,620		

徳島市



鳴門市・松茂町



凡例		
第1期	電線類地中化区間	青色
第2期	電線類地中化区間	黄色
第3期	電線類地中化区間	緑色
第4期	新電線類地中化区間	茶色
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色
第7期	無電柱化推進計画区間	水色
第7期	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色

小松島市

徳-15

凡例		
第1期	電線類地中化区間	青色
第2期	電線類地中化区間	黄色
第3期	電線類地中化区間	緑色
第4期	新電線類地中化区間	茶色
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色
第7期	無電柱化推進計画区間	水色
第8期	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色

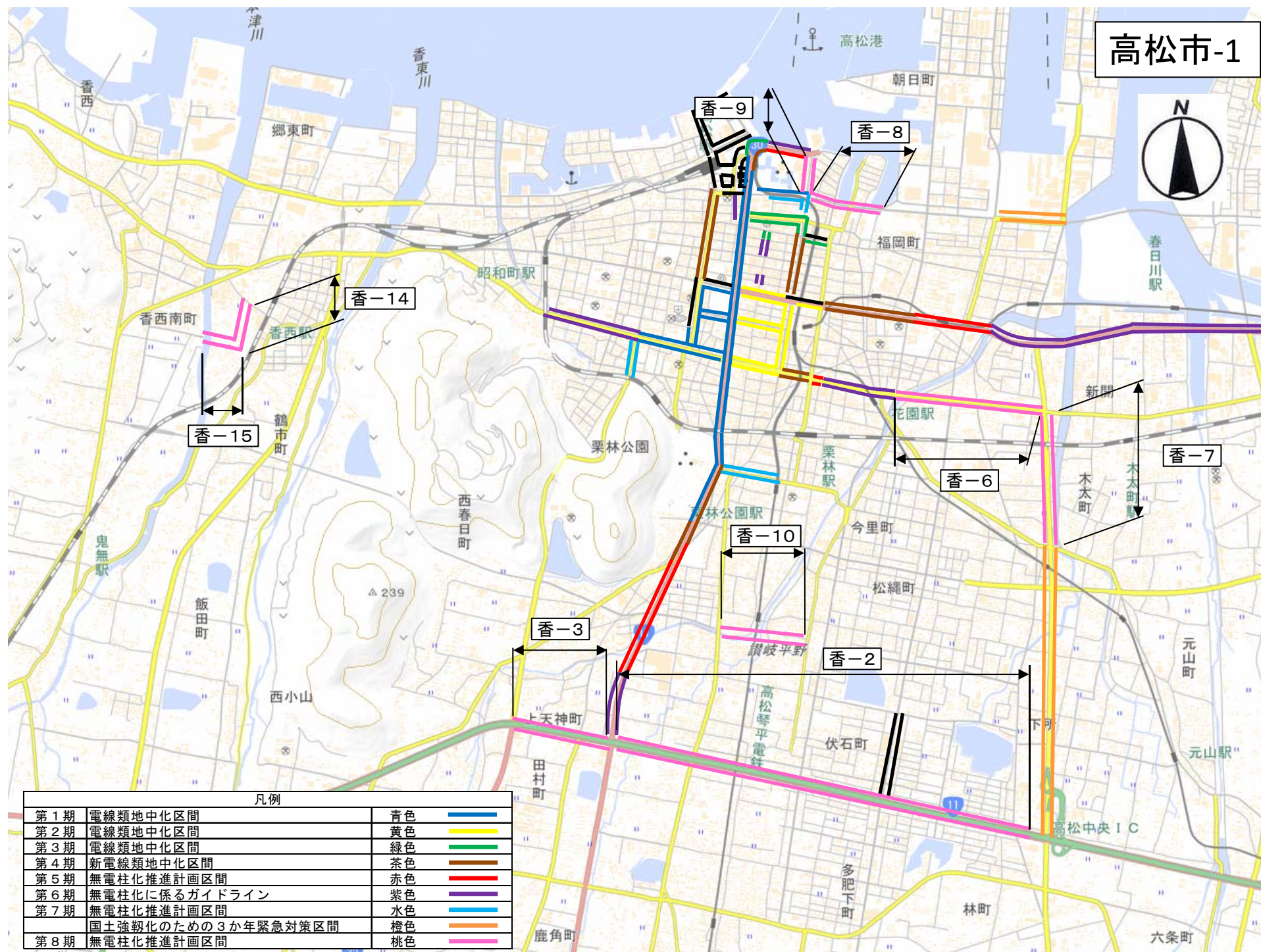
凡例	
第1期	電線類地中化区間 青色 
第2期	電線類地中化区間 黄色 
第3期	電線類地中化区間 緑色 
第4期	新電線類地中化区間 茶色 
第5期	無電柱化推進計画区間 赤色 
第6期	無電柱化に係るガイドライン 紫色 
第7期	無電柱化推進計画区間 水色 
	国土強靱化のための3か年緊急対策区間 橙色 
第8期	無電柱化推進計画区間 桃色 

無電柱化推進計画 基本計画箇所表

香川県

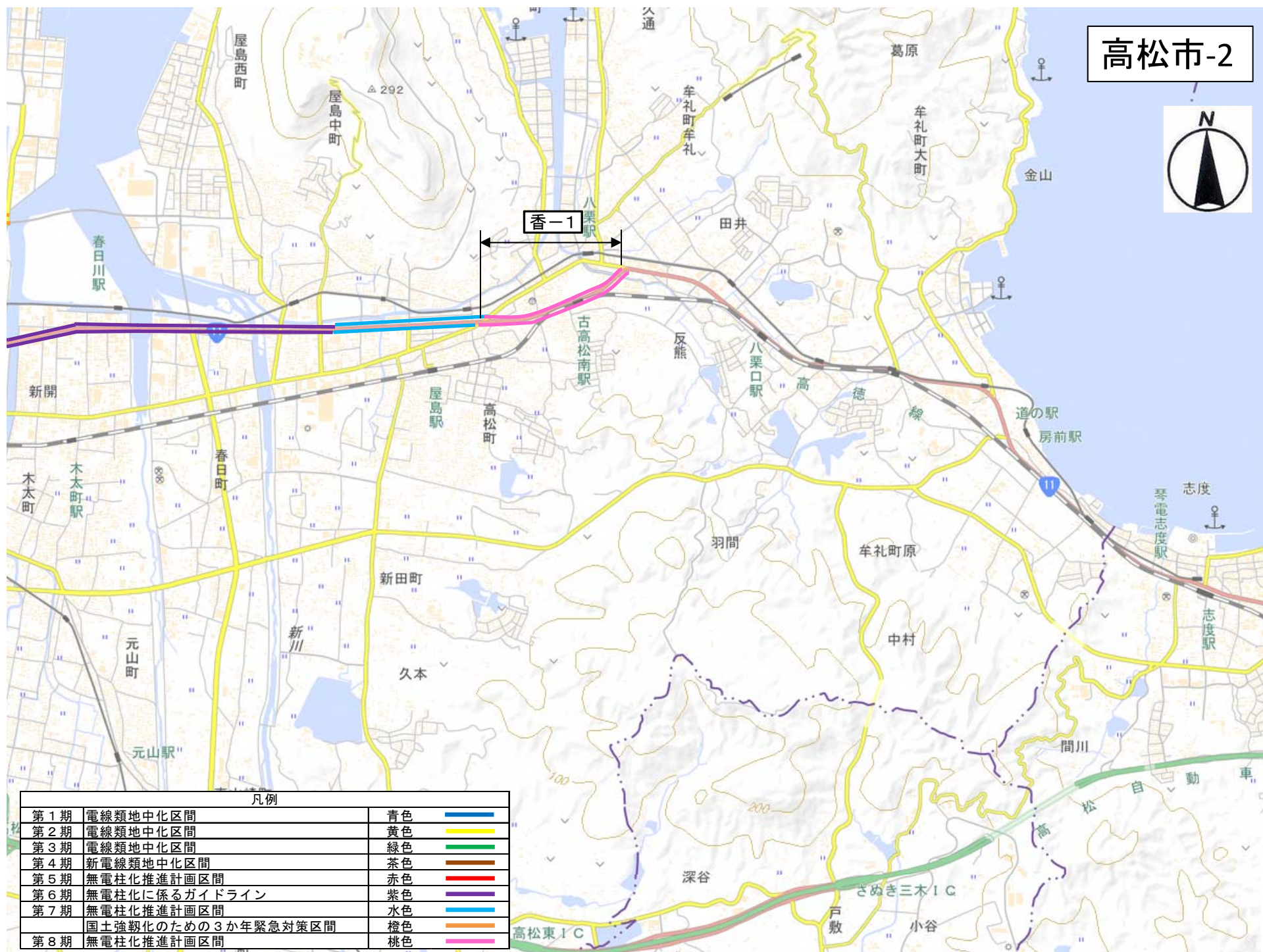
■第8期合意箇所

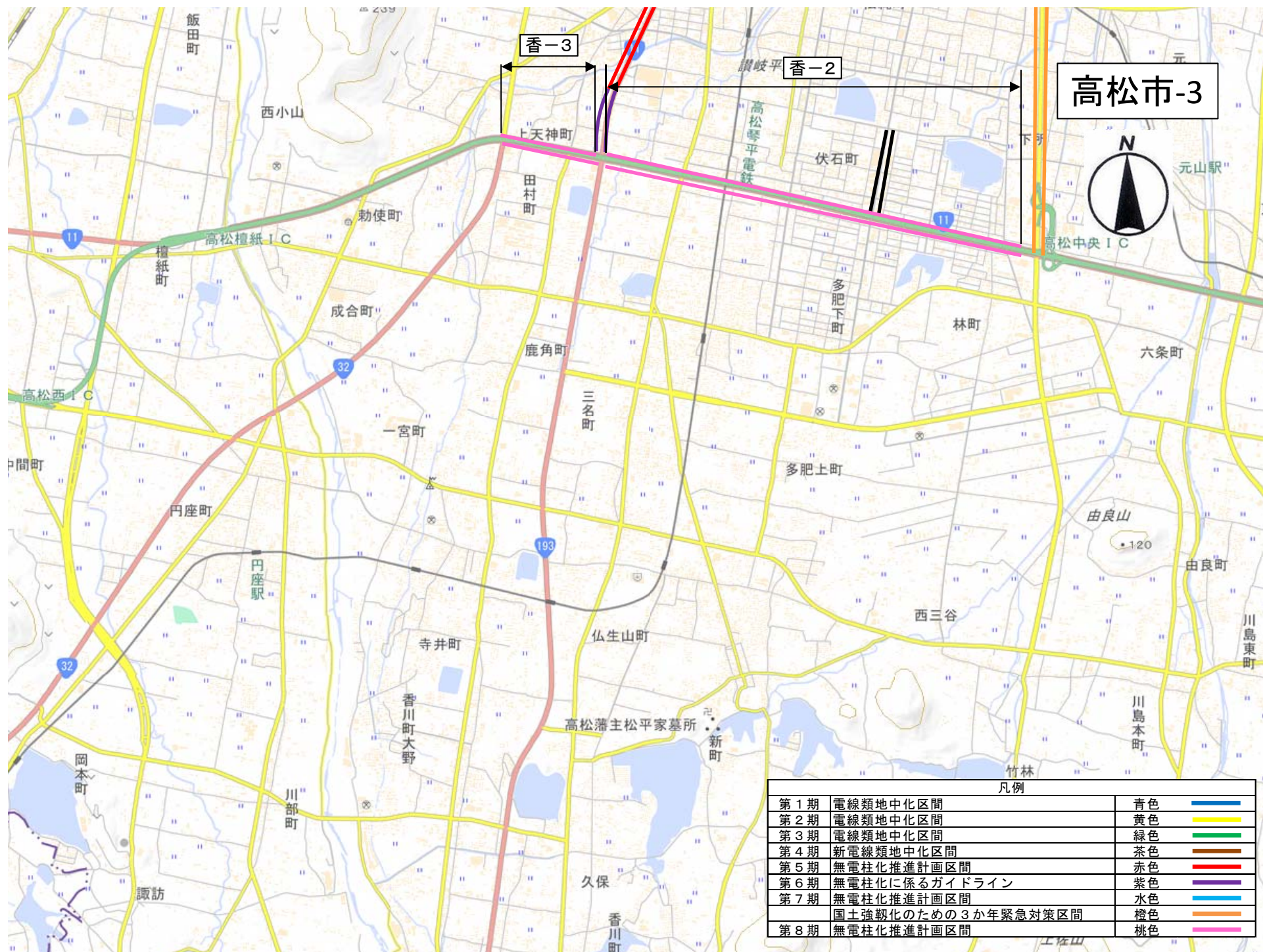
基 本 計 画 箇 所							無電柱化方式	道 路	整 備		備 考
図 面 番 号	市区町 村 名	事業主体	道路 種別	前計画か らの移行	路線名	箇所名(起終点交差点名等)		延 長 (m)	延 長 (m)	同時 整備	
香－1	高松市	香川河川国道事務所	国道 (直轄)		国道11号	高松市牟礼町2155-1～高松市高松町2367-1	電線共同溝	1,000	2,000		既存ストック活用
香－2	高松市	香川河川国道事務所	国道 (直轄)		国道11号	高松市林町2539-6～高松市上天神町529	電線共同溝	3,000	2,600		
香－3	高松市	香川河川国道事務所	国道 (直轄)		国道11号	高松市上天神町532-1～高松市田村町426	電線共同溝	1,000	2,000		
香－4	丸亀市 宇多津町	香川河川国道事務所	国道 (直轄)		国道11号	宇多津町大字東分1660-4～丸亀市飯野町東二1818-1	電線共同溝	2,200	4,400		
香－5	三豊市 観音寺市	香川河川国道事務所	国道 (直轄)		国道11号	三豊市豊中町笠田笠岡～観音寺市吉岡町	電線共同溝	1,900	3,800	○	
香－6	高松市	香川県	県道 (街路)		牟礼中新線	高松市観光町～高松市木太町2173	電線共同溝	920	1,840		(都)中新町詰田川線
香－7	高松市	香川県	県道 (街路)		中徳三谷高松線	高松市木太町1905-3～高松市木太町2173	未定	1,000	2,000		(都)福岡三谷線
香－8	高松市	高松市	市道 (街路)		高松海岸線	高松市福岡町一丁目470-2～高松市本町9-1	電線共同溝	600	1,200		(都)高松海岸線
香－9	高松市	高松市	市道 (街路)		魚屋町栗林線	高松市北浜町6-6～高松市本町9-1	電線共同溝	350	700		(都)魚屋町栗林線
香－10	高松市	高松市	市道 (街路)		木太鬼無線	高松市伏石町1313-3～高松市上之町2丁目1279-3	未定	670	1,340	○	(都)木太鬼無線
香－11	丸亀市	香川県	県道 (街路)		丸亀詫間豊浜線外1線	丸亀市塩飽町～丸亀市城西町	未定	650	1,050		(都)丸亀駅原田線
香－12	直島町	香川県	県道 (道路)		北風戸積浦線	香川郡直島町字宮ノ浦～香川郡直島町字宮ノ浦	未定	350	700		
香－13	直島町	香川県	県道 (道路)		北風戸積浦線	香川郡直島町字積浦～香川郡直島町字積浦	未定	200	400		
香－14	高松市	高松市	市道 (道路)		香西郷東線	高松市香西東町119-2～高松市香西東町277-6	未定	640	1,280	○	
香－15	高松市	高松市	市道 (道路)		香西5号線	高松市香西東町119-2～高松市香西南町351-4	未定	220	320	○	
						(合計)		14,700	25,630		

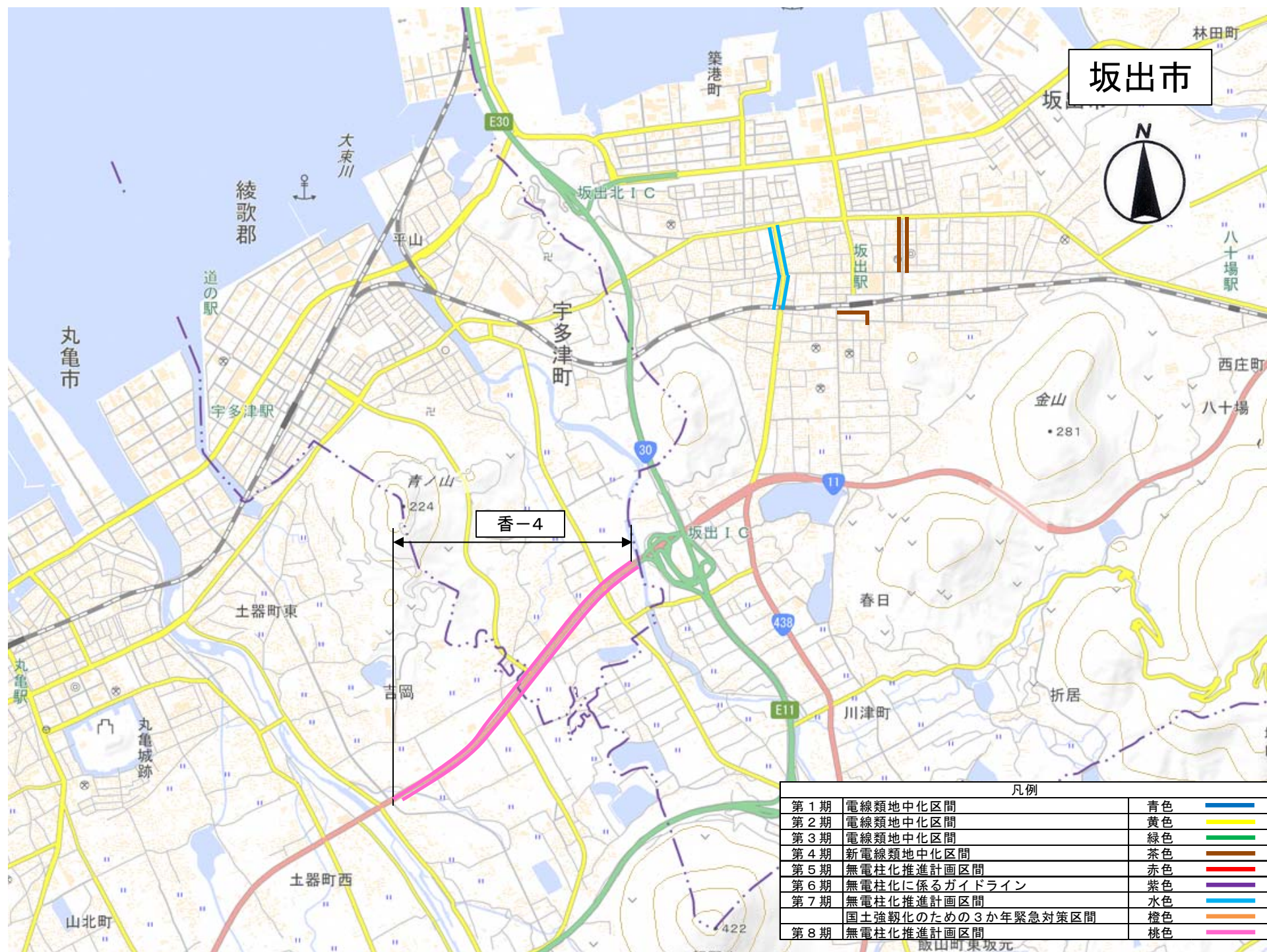


凡例		
第1期	電線類地中化区間	青色 
第2期	電線類地中化区間	黄色 
第3期	電線類地中化区間	緑色 
第4期	新電線類地中化区間	茶色 
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色 
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色 
第7期	無電柱化推進計画区間	水色 
	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色 
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色 

高松市-2

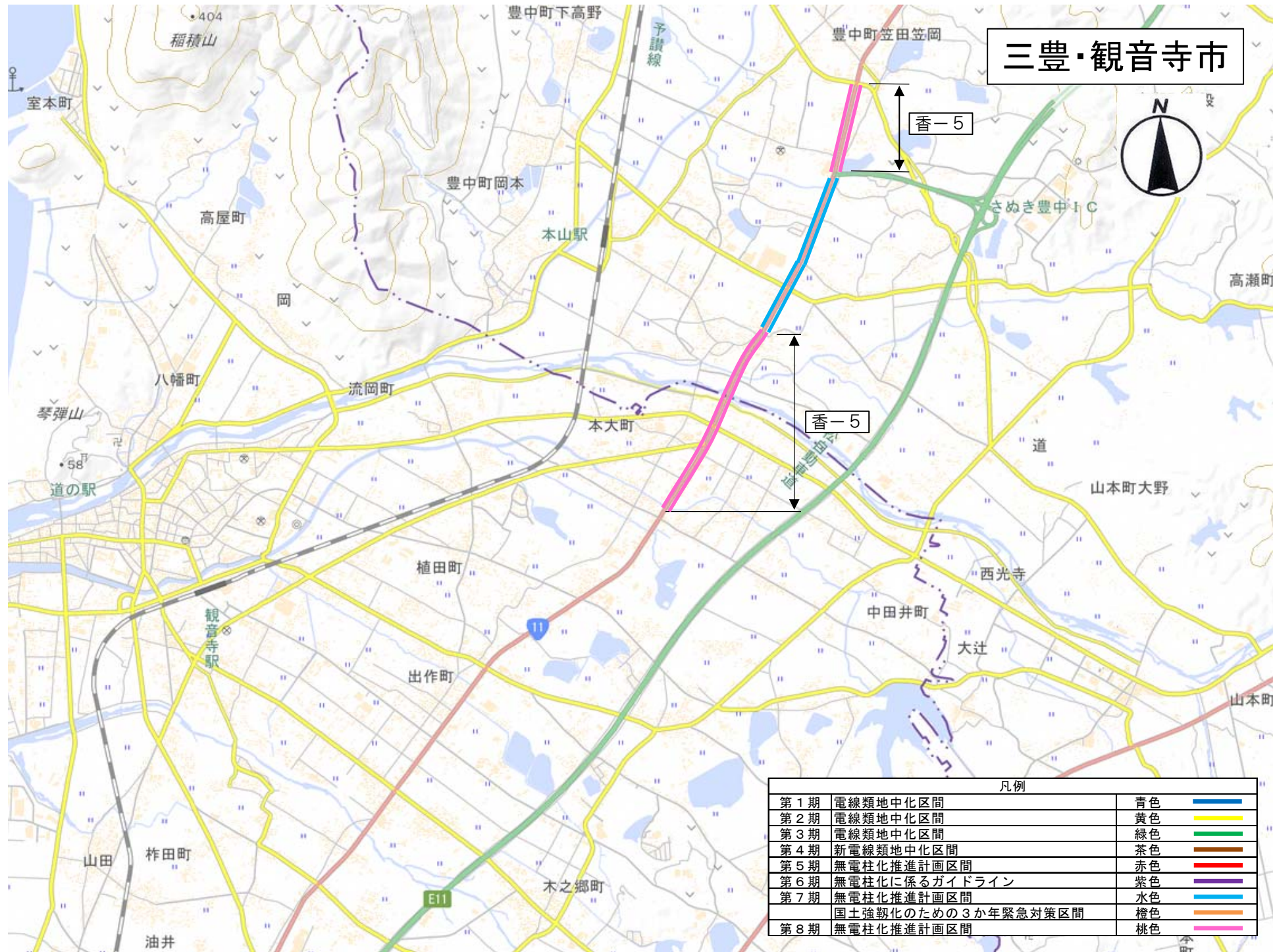








三豊・観音寺市



直島町



凡例			
第1期	電線類地中化区間	青色	
第2期	電線類地中化区間	黄色	
第3期	電線類地中化区間	緑色	
第4期	新電線類地中化区間	茶色	
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色	
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色	
第7期	無電柱化推進計画区間	水色	
	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色	
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色	

無電柱化推進計画 基本計画箇所表

愛媛県

■第8期合意箇所

基 本 計 画 箇 所							無電柱化方式	道 路	整 備		備考
図 面 番 号	市区町 村 名	事業主体	道路 種別	前計画か らの移行	路線名	箇所名(起終点交差点名等)		延 長 (m)	延 長 (m)	同時 整備	
愛一1	松山市	松山河川国道事 務所	国道 (直轄)		国道11号	松山市来住町～小坂5丁目	電線共同溝	2,000	4,000		
愛一2	松山市	松山河川国道事 務所	国道 (直轄)		国道33号	松山市北土居3丁目～東石井2丁目	電線共同溝	1,600	3,200		
愛一3	松山市	松山河川国道事 務所	国道 (直轄)		国道33号	松山市森松町～北土居3丁目	電線共同溝	1,600	3,200		
愛一4	松山市	松山河川国道事 務所	国道 (直轄)		国道56号	松山市余戸南2丁目～和泉北3丁目	電線共同溝	2,000	4,000		
愛一5	松山市	松山河川国道事 務所	国道 (直轄)		国道11号	松山市中村2丁目～勝山町1丁目	電線共同溝	300	600		
愛一6	愛南町	大洲河川国道事 務所	国道 (直轄)		国道56号	南宇和郡愛南町城辺～愛南町御荘平城	電線共同溝	1,400	2,800		
愛一7	今治市	愛媛県	国道 (補助)		国道317号	今治市別宮町3丁目～別宮町6丁目	電線共同溝	480	960		
愛一8	今治市	愛媛県	県道		今治波方港線	今治市旭町5丁目～常磐町3丁目	電線共同溝	1,140	2,100		
愛一9	松山市	松山市	市道		中之川通線	松山市湊町4丁目～湊町1丁目	電線共同溝	1,050	2,100	○	
愛一10	大洲市	大洲市	市道		大洲城山線	大洲市～大洲市	電線共同溝	110	110		
愛一11	西予市	大洲河川国道事 務所	国道 (直轄)		国道56号	西予市宇和町卯之町2丁目～卯之町1丁目	電線共同溝	160	320	○	追加
						(合計)		11,840	23,390		

松山市



凡例		
第1期	電線類地中化区間	青色
第2期	電線類地中化区間	黄色
第3期	電線類地中化区間	緑色
第4期	新電線類地中化区間	茶色
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色
第7期	無電柱化推進計画区間	水色
第8期	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色
	無電柱化推進計画区間	桃色

愛南町



南予レク公園御荘公園

四十番観自在寺

愛-6

御荘平城

道の駅

愛南町

凡例		
第1期	電線類地中化区間	青色
第2期	電線類地中化区間	黄色
第3期	電線類地中化区間	緑色
第4期	新電線類地中化区間	茶色
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色
第7期	無電柱化推進計画区間	水色
第8期	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色
第9期	無電柱化推進計画区間	桃色

南予レク
地理院地図
147.4

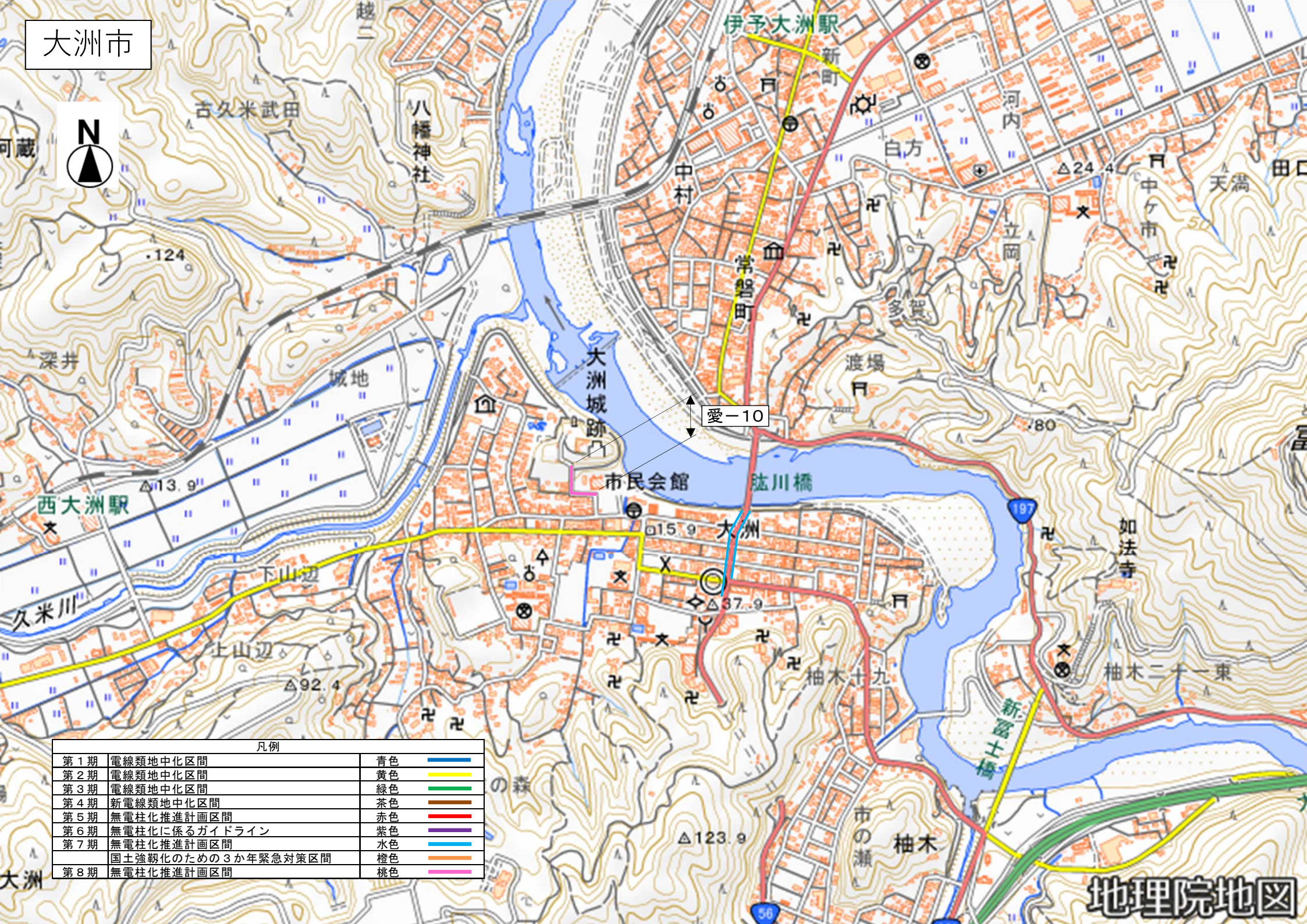
今治市



凡例		
第1期	電線類地中化区間	青色 
第2期	電線類地中化区間	黄色 
第3期	電線類地中化区間	緑色 
第4期	新電線類地中化区間	茶色 
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色 
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色 
第7期	無電柱化推進計画区間	水色 
	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色 
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色 

地理院地図

大洲市



凡例

第1期	電線類地中化区間	青色	——
第2期	電線類地中化区間	黄色	——
第3期	電線類地中化区間	緑色	——
第4期	新電線類地中化区間	茶色	——
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色	——
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色	——
第7期	無電柱化推進計画区間	水色	——
第8期	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色	——
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色	——

西予市



凡例		
第1期	電線類地中化区間	青色
第2期	電線類地中化区間	黄色
第3期	電線類地中化区間	緑色
第4期	新電線類地中化区間	茶色
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色
第7期	無電柱化推進計画区間	水色
第8期	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色

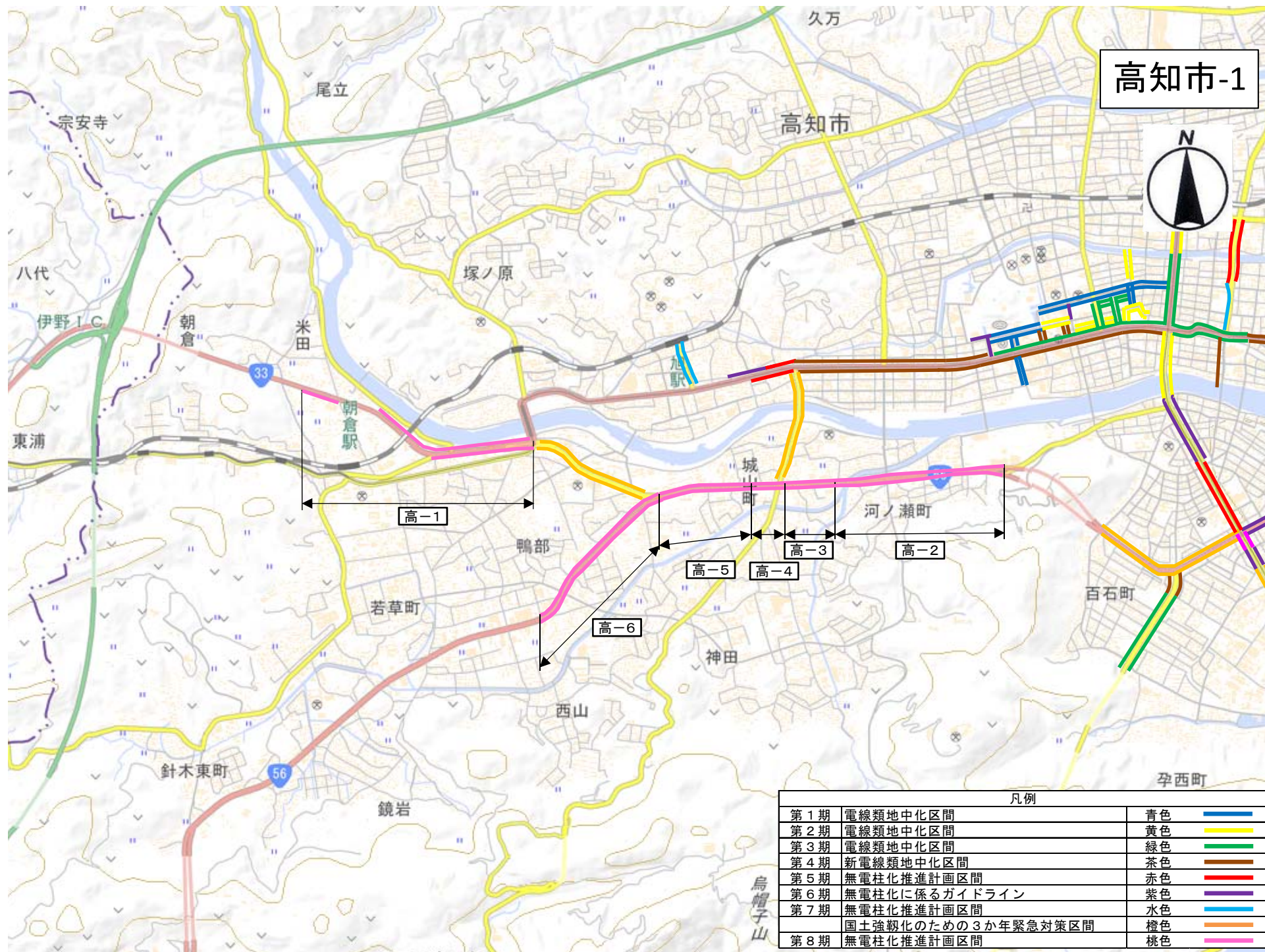
無電柱化推進計画 基本計画箇所表

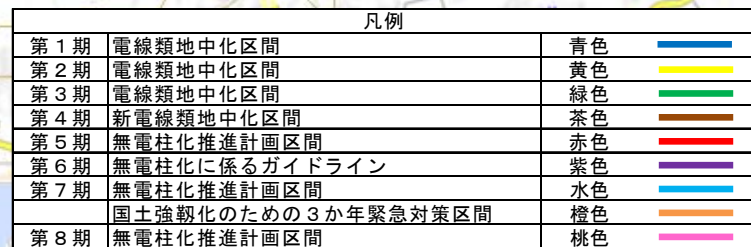
高知県

■第8期合意箇所

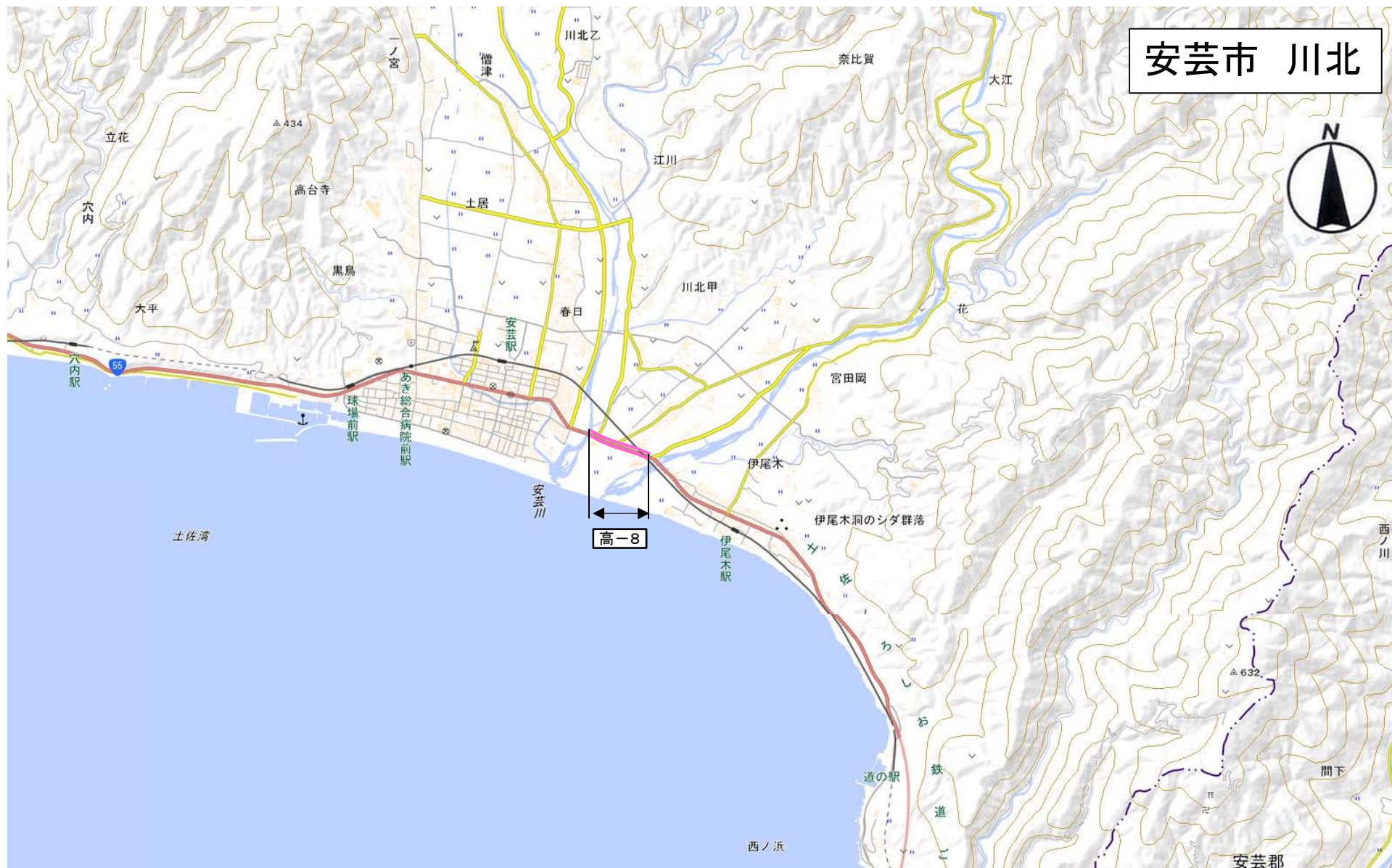
基 本 計 画 箇 所							無電柱化方式	道 路	整 備		備考
図 面 番 号	市区町 村 名	事業主体	道路 種別	前計画か らの移行	路線名	箇所名(起終点交差点名等)		延 長 (m)	延 長 (m)	同時 整備	
高－1	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道33号	高知市鴨部高町～ 朝倉	電線共同溝	2,440	2,000		
高－2	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市大原町～ 河ノ瀬町	電線共同溝	1,150	2,300		
高－3	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市河ノ瀬町～ 東城山町	電線共同溝	350	700		
高－4	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市東城山町～ 城山町	電線共同溝	130	260		
高－5	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市城山町～ 鴨部	電線共同溝	470	940		
高－6	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市鴨部～ 朝倉南町	電線共同溝	1,400	2,800		
高－7	四万十 市	高知県	補助国 道		国道439号	四万十市駅前町～ 中村大橋通6丁目	電線共同溝	1,200	2,400		
高－8	安芸市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道55号	安芸市川北	電線共同溝	600	1,200	○	川北自歩道整備
						(合計)		7,740	12,600		

高知市-1

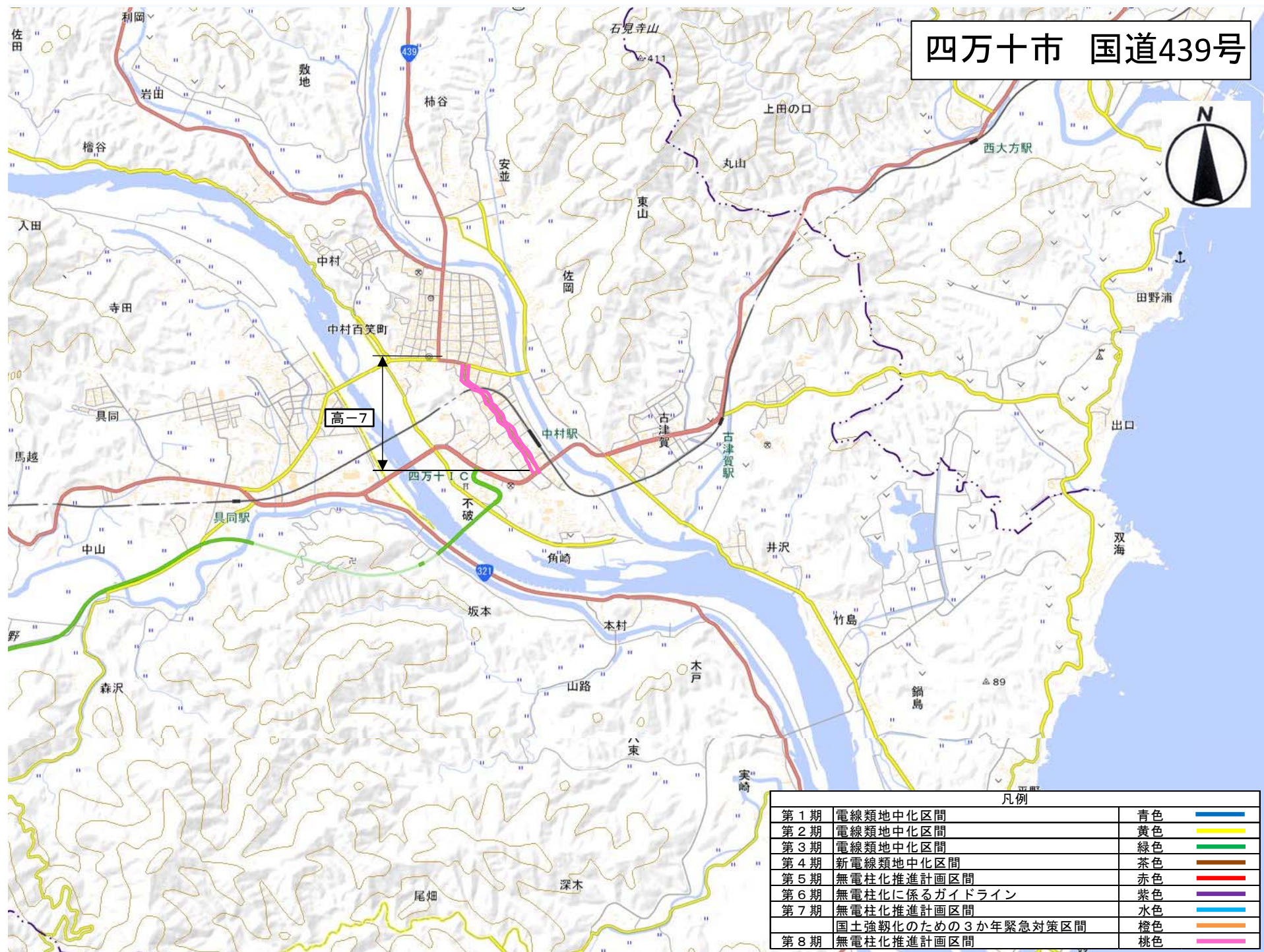




安芸市 川北



凡例		
第1期	電線類地中化区間	青色
第2期	電線類地中化区間	黄色
第3期	電線類地中化区間	緑色
第4期	新電線類地中化区間	茶色
第5期	無電柱化推進計画区間	赤色
第6期	無電柱化に係るガイドライン	紫色
第7期	無電柱化推進計画区間	水色
	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色



四国地区無電柱化協議会

規 約

(名 称)

第1条 本会は、「四国地区無電柱化協議会」（以下「協議会」という。）と称するものとする。

(目 的)

第2条 協議会は、電気及び電気通信事業等の健全な発展に配慮しながら、四国地区において安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、施設の信頼性向上等の観点から無電柱化を円滑に進めることを目的とするものとする。

(計画の策定)

第3条 協議会は四国地区における無電柱化に関する計画を策定するものとする。
2. 計画には、無電柱化総延長及び個々の道路名、地区名を定めるものとする。

(意見の調整)

第4条 協議会は、前条に基づく計画を策定しようとするときは、あらかじめ意見の調整を行うものとする。

(協議会及び幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置くものとする。
2. 協議会及び幹事会は、各々、別表－1、別表－2に掲げる委員で構成するものとする。

(会長及び幹事長)

第6条 協議会には会長を置き、国土交通省四国地方整備局道路部長をもってあてるものとする。
2. 会長は、協議会の会務を総括するものとする。
3. 協議会には、必要がある場合は副会長を置くことができるものとし、会長が指名した者をもってあてるものとする。
4. 幹事会には幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局道路保全企画官をもってあてるものとする。
5. 幹事長は、幹事会の会務を総括するものとする。

(召集等)

第7条 協議会は、会長が召集するものとする。
2. 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求めることができるものとする。
3. 幹事会は、幹事長が招集するものとする。
4. 幹事長は、必要に応じて幹事会に委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省四国地方整備局道路部交通対策課に置くものとする。
2. 事務局は、電線管理者と協力のうえ、協議会の事務を処理するものとする。

(地方部会)

第9条 協議会は、無電柱化の着実な推進を図るため、各県ごとに、地方部会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会及び幹事会に必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則
この規約は、平成4年2月14日から施行するものとする。

附 則
この規約は、平成16年5月12日から施行するものとする。

附 則
この規約は、平成21年2月16日から施行するものとする。

附 則
この規約は、平成22年9月30日から施行するものとする。

附 則
この規約は、平成23年9月27日から施行するものとする。

附 則
この規約は、平成24年11月16日から施行するものとする。

附 則
この規約は、平成27年 6月15日から施行するものとする。

附 則
この規約は、平成28年 7月12日から施行するものとする。

附 則
この規約は、平成31年 4月 1日から施行するものとする。

附 則
この規約は、令和2年 9月28日から施行するものとする。

附 則
この規約は、令和3年11月 8日から施行するものとする。

(別表－１)

四国地区無電柱化協議会 委員

機 関 名	所 属	役 職	摘 要
四 国 地 方 整 備 局	道 路 部	部 長	会 長
	建 政 部	都市調整官	
四 国 総 合 通 信 局	情 報 通 信 部	部 長	副 会 長
四 国 経 済 産 業 局	資源エネルギー環境部	部 長	副 会 長
中国四国管区警察局	四国警察支局	広域調整課長	
徳 島 県	県 土 整 備 部	副 部 長	
香 川 県	土 木 部	次 長	
愛 媛 県	土 木 部	道路都市局長	
高 知 県	土 木 部	副 部 長	
N T T 西 日 本 (株) 四国支店	設備部	部 長	
四国電力送配電 (株)	配 電 部	部 長	
日本ケーブルテレビ連盟 四国支部		支 部 長	
KDDI (株)	高松テクニカルセンター	センター 長	オブザーバー
ソフトバンク (株)	高 松 セ ン タ ー	アシスタントマネージャ	オブザーバー
(株) S T N e t	通 信 シ ス テ ム 部 線 路 チ ー ム	チームリーダー	オブザーバー
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	フ ゾ ー プ ラ ッ ト フ ォ ー ム サ ー ビ ス 本 部 イ ン フ ラ ス ト ラ ク チ ャ ー	部 長	オブザーバー
(株) N T T コ ム 四 国 支 社	ネ ッ ト ワ ー ク 部	部 長	オブザーバー

(別表－２)

四国地区無電柱化協議会幹事会 委員

機 関 名	所 属	役 職	摘 要
四 国 地 方 整 備 局	道 路 部	道路保全企画官	幹 事 長
		路政課長	
		道路計画課長	
		地域道路課長	
		道路管理課長	
		交通対策課長	
	建 政 部	都市・住宅整備課長	
	徳島河川国道事務所	事務所長	
	香川河川国道事務所	事務所長	
	松山河川国道事務所	事務所長	
	土佐国道事務所	事務所長	
四 国 総 合 通 信 局	情 報 通 信 部	電気通信事業課長	
四 国 経 済 産 業 局	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課長	
中国四国管区警察局	四 国 警 察 支 局 広 域 調 整 課	課長補佐	
徳 島 県	県 土 整 備 部	道路整備課長	
		都市計画課長	
香 川 県	土 木 部	道路課長	
		都市計画課長	
愛 媛 県	土 木 部	道路建設課長	
		道路維持課長	
		都市計画課長	
		都市整備課長	
高 知 県	土 木 部	道路課長	
		都市計画課長	
NTTインフラネット(株) 四国事業部	エリアマネジメント 担 当	エリアマネジメント 担当部長	
四国電力送配電（株）	配 電 部	計画グループリーダー	
日本ケーブルテレビ 連盟四国支部	ケーブルテレビ 徳島(株) 技術本部	技術部長	